

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会
根拠法令等	川崎市地方卸売市場業務条例 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則
設置年月日	平成19年4月1日
所掌事務	市長の諮問に応じ、市場の運営方針に関する事その他市場の管理及び運営に関する事について調査審議する。
委員数	13名以内
委員の構成	「学識経験者」・「市場内関係者」・「生産者」・「消費者関係者」
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	経済労働局中央卸売市場北部市場管理課 電 話 044-975-2211 ファックス 044-975-2242
ホームページアドレス	